

GOWS-J オープンセミナー室利用規約

第1条（目的）

本利用規約は、Global Offshore Wind Summit-Japan 2026（以下、「GOWS-J 2026」という）において企業・団体が主催するセミナー等（以下、「オープンセミナー」という）のために有償で貸与する貸会議室の利用に関して必要な事項を定めるものである。

第2条（対象）

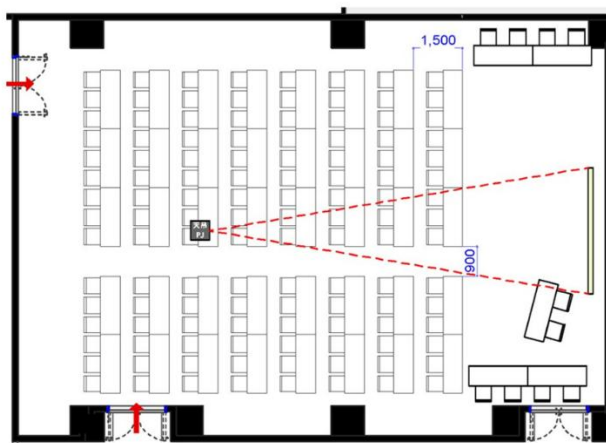
- （1） オープンセミナーの開催者は、GOWS-Jに参加するスポンサー企業、ブース出展者及び営利性を有しない団体・機関とし、GOWS-J主催者より開催を許諾された者とする。
- （2） オープンセミナーの対象者（聴講者）は、GOWS-Jの参加者のほか、市民や学生など開催者の任意とし、無料聴講のセミナーとする。
- （3） オープンセミナーとして貸与する対象会議室は、GOWS-J2026 会場（出島メッセ長崎）内の107 会議室または 108 会議室とする。

第3条（貸出条件）

- （1） オープンセミナーを開催しうる時間は、2026 年 10 月 13 日から 10 月 15 日の各日 9 時から 17 時までの 1 時間単位とする。但し、開催時間が 1 時間を超える場合は、30 分単位の追加を行うことができる。
- （2） オープンセミナーの利用料金は、1 時間あたり 110,000 円（消費税込み）とし追加時間は 30 分ごとに 55,000 円（消費税込み）を加算する。
- （3） 前項の利用料金には会場付属の以下各備品を含む
 - ・ 机×40 台
 - ・ 椅子×120 脚
 - ・ スクリーン及びプロジェクター 一式
 - ・ マイク 2 本

上記以外の備品の利用については、オープンセミナーの開催者の負担とする。

（基本レイアウト）



- (4) セミナーで通訳を利用する場合は、開催者の負担による逐次通訳とする（設備上の理由より会場内での同時通訳は利用できない）。

第4条（申込及び料金の支払い）

- (1) オープンセミナーの会場利用申込は、GOWS-J 主催者が指定するシステムより開催者が直接申込を行う。但し、申込より2週間以内に第2条第1項のGOWS-J 主催者の許諾を得られない場合には、申込は自動的に取り消しとなる。
- (2) 前条の利用料金は、オープンセミナー終了後にGOWS-J 主催者または参加事務局より開催者に請求を行う。開催者は2026年11月15日までにその全額を支払うものとする。
- (3) 開催申込を行った後にオープンセミナーの開催を取り消す場合には、GOWS-J 主催者または参加事務局に対し、開催者より書面にて9月11日までにその旨を通知した場合に限り、無償にて取り消しを行うことができる。但し、当該日を過ぎた場合は、オープンセミナー実施の有無または理由の如何にかかわらず開催者は費用の全額を支払わねばならない。

第5条（遵守事項）

オープンセミナーの開催者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 開催時間は、申込をおこなった時間を厳守のこと。セミナー後の質疑や名刺交換などを行う場合にも開催時間を超えて会場を利用することはできない。
 - (2) 各オープンセミナー間に30分間の入替時間を設けているため、その時間内に当該セミナーの聴講者の入替をおこなうこと。次の時間帯に別のセミナーが予定されている場合には、当該セミナーの聴講者の入場に支障を与えないこと。
 - (3) 会場内の机・椅子などの配置を変更した場合、原則として開催時間内に原状回復を行うこと。
 - (4) セミナーでの受付、参加者誘導は、すべて開催者にておこなうこと
 - (5) 建造物、設備及び什器備品を汚損・破損・紛失しないこと
 - (6) 貴重品等は、開催者の責任において管理すること
- 2 前項各号に違反して会議室利用者（セミナー開催者または聴講者）に損害が生じた場合、その原因の如何にかかわらず、GOWS-J 主催者及び出島メッセ長崎の所有・管理者はその責めを負わない。
- 3 会議室利用者（セミナー開催者又は聴講者）の責における付属設備機器の損壊又は著しい会議室の汚損等が生じた場合は、損害賠償を行う。

第6条（禁止事項）

オープンセミナー開催者は、次の事項を行ってはならない。

- (1) 主催者または出島メッセ長崎所有者・管理者の承認を得ない掲示、物品販売、募金活動
- (2) 届出のない飲食物の持込み
- (3) 会議室内での喫煙
- (4) 届出のない機器・音響機器の使用
- (5) 騒音・臭気・振動・発火の危険性のある物品の持込み
- (6) 壁・窓・柱等への貼り紙や釘類の使用

- (7) 机その他に落書き又は傷をつける行為
- (8) 出島メッセ長崎の敷地内での立て看板・ビラ配布等
- (9) 政治・宗教活動、物品の販売等を目的とした利用
- (10) 他の会議室利用者に迷惑を及ぼす行為

第7条（利用制限）

オープンセミナーの開催者が次のいずれかに該当する場合、GOWS-J 主催者はセミナーの開催及び会議室利用の取消等の措置を取ることができる。

- (1) オープンセミナーの開催について、第三者に転貸又は譲渡した場合
- (2) 本利用規約に違反した場合
- (3) 公序良俗に反する場合
- (4) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係している場合
- (5) その他、GOWS-J 主催者の指示に従わない場合

2 前項の措置により当該オープンセミナーの開催取消あるいは利用の制限が生じた場合においても開催者は第3条に規定する利用料金の支払い義務を免れないものとする。

第8条（オープンセミナー開催の情宣）

オープンセミナーの開催は、GOWS-J 主催者により GOWS-J 公式 web サイト及びイベントプログラムにて情宣を行うほか、開催者にてもイベント前、期間中を問わず直接情宣及び募集を行うことを妨げない。

第9条（個人情報保護）

オープンセミナーの開催に際して取得した GOWS-J 主催者が取得した個人情報は、JWPA の「個人情報保護方針」に則り、適切に取り扱うこととする。また、あらかじめオープンセミナー開催者の同意を得ることなく、GOWS-J 主催者は当該個人情報を第三者に提供を行わないものとする。

第10条（補則）

本規約に定めるもののほか、出島メッセ長崎の施設利用にかかわる事項については、出島メッセ長崎の施設利用規則に則るものとする。

以上